

♡ あなたの思いやりを届けます ♡

「ふるさと愛の基金」

みんなの善意で大きくなります



福祉のために
寄附しようかな？と思ったら…。



寄附には、所得税（所得控除）・法人税（損金算入）・相続税（控除）など法律上の優遇制度があります。

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

総務企画部 企画課

〒880-8515 宮崎市原町2番22号

宮崎県福祉総合センター内

TEL.0985-22-3145

FAX.0985-27-9003

県民の方々や企業等から寄せられた寄附金を「基金」として積み立て、その果実（利息）を公的制度の対象となりにくい「草の根の民間福祉活動」に助成しています。



Q1 どんな活動に助成しているの？

A1 次のような活動に助成しています。

助成対象事業	助成内容
福祉活動事業	① 制度の谷間などで公的な福祉サービスでは対応できない生活課題や制度で拾いきれないニーズなどに柔軟に対応する活動やサービスを行うもの ② 高齢者、障がい者の在宅福祉や社会参加を促進するもの ③ 子育て支援や児童虐待防止など、児童の健全育成等を行うもの ④ 生活困窮世帯に関わる自立支援や子どもを対象とした学習支援、その親に対する養育支援などを行うもの ⑤ その他県民の地域福祉活動への参加を促進し地域の福祉力を高める活動を行うもの
普及啓発事業	高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的とした印刷物、物品等の作成など普及啓発を行うもの
講演会等開催事業	県民の福祉意識の向上並びに高齢者、障がい者、児童等の福祉向上のための知識習得などのために講演会、研修会、イベント等を開催するもの
器具及び備品購入事業	法人又は団体の活動・事業に必要な器具・備品の購入を行うもの（社会福祉法人、社団法人、財団法人は対象外）
車両整備及び施設整備事業	法人又は団体の活動・事業に必要な車両又は施設の整備を行うもの（社会福祉法人、社団法人、財団法人は対象外）

※この他にも様々な要件がありますので、詳しくはお問合わせください。

Q2 どんな団体に助成しているの？

A2 社会福祉の振興に寄与する事業を行う宮崎県内の非営利の社会福祉法人・ボランティア団体・NPO法人・当事者団体等（国・地方公共団体及び独立行政法人等を除く）を対象に助成しています。

Q3 寄附はどうすればいいの？

A3 直接ご持参いただく方法や専用納付書（手数料無料）で振込む方法などがあります。まずは、宮崎県社会福祉協議会までお問い合わせください。